

『おもしろ税制学』はじまりました。

次回は9月18日午後6時30分から研究所です。

大阪自治体問題研究所には、専門分野ごとに研究会がつくられています。このたび、元理事長の鶴田廣巳先生が中心になって標記「税制研究会」が発足しました。中心メンバーは税務関係の公務員労働者さんですが、税金の制度や問題点をもっと広く市民のものにしなければ…と、一般会員のみなさまに研究会の様子をお知らせするニュースを、研究所のホームページに載せることにしました。

現在は、岩波書店から発行されています「租税抵抗の財政学」をテキストに報告・議論をしています。当日配布レジュメは下記です。意見交換は朱色しています。

8/05 第2章租税抵抗の歴史的文脈 報告 大邊

1 租税抵抗はなぜ生じるのか

「共同の困難」から生まれた租税国家 37

・ シュンペーターが説明する租税国家、封建国家と近代国家の違い 38

- 領主の危機は共同の困難を意味し、私から公へ。国家は同意を重視し求めるようになった

- 同意の反対語が租税抵抗 39, 租税の定義—強制性

租税は、国税や地方税などすべて強制性がある。みんなのために出す会費とは違う。

※国語辞典の定義

租税国家は債務国家化の道を歩む 40

- 膨大な支出のために国民の説得が必須に

- 債務の累積は租税抵抗を回避し、税の必要を国民に説得するのを回避することから生ずる。

シュメルダースの言葉「租税と債務は対立物」40

- 国債は名誉欲や遊戯本能を刺激する。つまりは自由意思による←租税との違い

- 現代では国債は金融資本による国民の収奪も意味する

減税に次ぐ減税 41

- 税制を立て直すために必要なこと 税制の起源にさかのぼること

日本の政府は、共同の困難を正面に捉え抵抗者たる国民を説得しなかった

- 減税で対応することに。図 2-1 のとおり→消費拡大を目的にしていた。

図 2-1 所得税減税額の推移 42

数百億から数千億円の減税が 61-73 年度まで（自然増収を利用して）

- 減税は負担感の緩和のため

※消費の刺激ではなかったのか

-総理府 世論調査 不公平感 確認される

表 2-1 税の負担感と不公平感 43

→**サラリーマンの年収 600~800 万円の層の 86.3%が不公正感を持っています。**

964 (クロヨン) 問題 所得税減税+消費税増税のセットで対応する戦略 44

※著者は大蔵省の世論誘導を批判しないのか?

-租税抵抗から見た {消費税} 価格のなかに税を含ませることができる

-租税の可視性という言い方 44

※**消費税で税負担が明確になったのが事実ではないか**

-重要なのは藤田晴が指摘したこと

税負担感と公共サービスへの評価をからめる視点 45

図 2-2 社会保障費の対 GDP 比 45

日本の公共サービスのレベルが明確に

-税制調査会の分析結果 →ゆとりのない生活 46

これを裏付ける調査結果 →表 2-1

-964 論と保育料の問題 不公平税制と併せて議論された

-これだけ税負担を軽くした国はめずらしい 47

-細川、橋本、小渕、小泉 →揺れに揺れた財政赤字の膨張へ、そして自壊の道を

土建国家と保険主義的な社会保障との関係 47

-社会保障制度が租税抵抗を強めるとはどういう意味かを説明する 47

-経済成長を促進する、公共投資と減税を政策の中核とする利益分配システム (井手氏)

-成長が雇用を生む、社会保険への包摂に、減税による可処分所得の増加が保険料負担の増加を支えることに 48

-民間による**防貧機能 (=男性稼ぎ主型雇用)** は土建国家が前提となった一面もある 48

図 2-3 社会保障と公共事業費の推移 49

公共事業費の異常な高さ

図 2-4 公共投資対 GDP 比の推移 49

外国との比較

-社会保険の国庫負担のはじまり 戦前の社会連帯の観点もあった

給付の不公平な部分を埋めるために国庫負担は増えた 50

-しかし、成長が止まると、負担が下がっていく傾向

1965 年から引き下げを検討開始 財政硬直化キャンペーン

この後は、財政審議会の議論をみることで負担配分の特質を解明する

2 日本型負担配分の論理

行政の責任領域の見直しと社会保障 51

-引き下げ論のリード役は 主計局=財政制度審議会 (1950 発足当時は機能は弱かった)

第一次臨調で性格付けに変化が

土光、谷村、

非公開のもとで、大胆な議論が進む 谷村氏 「財政は危機的状況」

- 「国民負担率」が登場するのは第二臨調の時期。これを抑制することが目標になっていく

↑日本だけが使っている言葉

ここでは、財政の規模と国民経済の関係が議論に 一定の枠内に抑えるのが目的

-規模抑制のために何をするのか 54

責任領域と受益者の負担増

受益者負担論の台頭 55

-桜田武小委員長の発言 「社会保障的なむだ」「イギリスの二の舞」

医療保険を問題視

-豊かな社会では自己負担が増えるのは当然。 **社会保障は最低限の保障でいい**

高橋長太郎の発言 56→**財務官僚出身**

表 2-2 国庫負担の国際比較 56

-**主計局の考え方** 負担能力に応じて給付のための費用負担をすべき 58

「保険料と税との徹底的な入れ替え」58

-主計局の受益者負担論の精緻化 谷村、村上コンビ

村上「福祉国家の社会的コストは国民が能力に応じて負担すべきもの・・・」59

相互扶助的な福祉社会論→日本型福祉社会論に通じるものがある 59

表 2-3 国民所得に占める保険料負担と租税負担率 60

保険料負担と租税負担率 1975年

「負担の公平」論の定型化 61

-**受益者負担論が負担の公平論として定型化されていく**

-7人委員会のこと 1955年 国庫負担削減と給付削減論の萌芽が

背景として 経済力が弱かったことがある

社会連帯を追求しない、受益者負担へと導く 64

「福祉見直し論」の登場と受益者負担のさらなる引き上げ 64

福祉元年 1973年

70年代不況 福祉聖域論の寿命は数年

1975年 財政制度審議会では大幅歳出削減がいわれた。かつての議論の焼き直し

1977年 財政制度審議会の建議では 国庫負担はもはや限界と 65

1970年代後半 シーリング攻勢が強まる ※概算要求基準 閣議で申し合わせをする

保険官僚（「医療費亡国論」/吉村）も呼応する動きがでる。市場メカニズムが効かない 65

あからさまな 財政主義的主張 66

総合調整から制度間調整へ 66

-1959年当時、制度間調整が見直されそうになった時期があった

社会連帯という視点ももっていたが、結局、棚上げされた

3 社会福祉への受益者負担論の侵入

各領域への受益者負担の侵入 67

-主計局は「行政の責任領域」論と「負担の公平」論とをつなぎ、拡張されることになる

その論理が社会福祉の領域へと拡大される

-1970年代半ば、全国社会福祉協議会による「これからの社会福祉」救済的な措置制度を続けるわけにはいかないから

1975年版 厚生白書 も財源の逼迫と需要への対応の困難を主張

そして、次々この論理が採用されることとなる 69

-負担の公平論は、差異をみつけ、分断を促す、結果的に財政の合理化へとうごく 69

-さらに、世代間の公平論へといきつく→老人が良い思いする反面、若者が苦勞すると言う！

-なじまないはずの難病対策の領域まで導入される→受益者負担へ 70-71

-かつては、一部負担金を受益とからませることに異論をとんでいた社会保障制度審議会

1961年当時の文書 71

連帯を生み出す社会保障制度の構築を 72

制度分立し、しかも過少供給のなかで、色々な宣伝があり分断されている

リスクの私化も行われる、政府には租税抵抗の回避がある

課題としては、共同の困難に立ち向かう普遍主義的な社会保障制度が不可欠 信頼を取り戻すこ

とが大事。しかし、実際には国は税制を根幹から壊してきた。次章は税制の現状について

学べたこと

-かなり早期から大蔵省は歳出抑制に動いていたこと

-大蔵省/財務省の社会保障支出抑え込み理論の変遷がわかる

-公共サービス満足度と嫌税感の関係がわかる

-財政危機をどう克服していくのか、国民合意をどうとりつけるのか、方向性が示される。

-土建国家の多面性 公共投資による経済成長と結果としての社会保障への包摂

雑談で、ギリシャの財政破綻に関連して「日本は大丈夫？」という疑問に鶴田先生は『日本国の公的部門の資産は2112兆円、負債額が2035兆円なのでぎりぎり正味資産がある(2011年度)。この負債の多くは国債だ。

一方、民間部門の資産は2001年度で6338兆円、負債が3420兆円で、純資産が2919兆円。そのうち個人金融資産は1500兆円。この点からみると、日本の現状はギリシャとは全く異なる。ただし、今後も国債などが増え続けて、海外に国債を引き受けてもらわないと消化できないようになっていけば、危機的状況に陥ることも避けられなくなる。出来るだけ早い時期に経済と財政の民主的転換が不可欠。』